

令和 8 年度
清瀬市教育委員会の権限に属する
事務の管理及び執行の状況の点検
及び評価（令和 7 年度分）報告書

令和 8 年 8 月
清瀬市教育委員会



清瀬市はいかにして 21 世紀に求められる教育の実現を目指すのか

中央教育審議会の各部会において、令和12年度から完全実施される新しい学習指導要領に関する議論が進んでいます。

令和7年9月、これらの議論を取りまとめた「論点整理」が示されました。同文書では次期学習指導要領の方向性を①主体的・対話的で深い学びの実装 ②多様性の包摂 ③実現可能性の確保 の3点に整理しています。すなわち「不登校や日本語指導を必要とする児童生徒、経済的な課題を有する子どもたちを含むすべての児童生徒に対して【主体的・対話的で深い学び】をより確かに推進するとともに、それを実現するための柔軟な教育課程の編成を可能とする学習指導要領」になるということです。

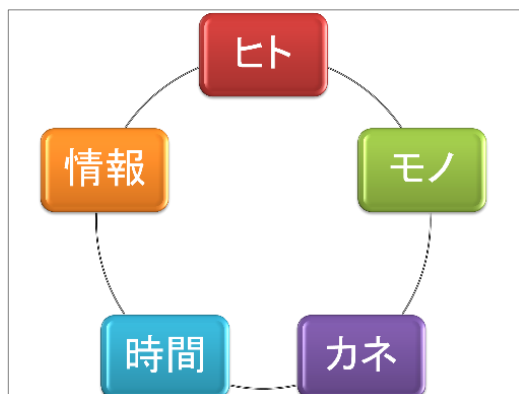
①②の方向性は現在の学習指導要領の「延長線上」にあるもので、従前より市内全ての小中学校で実践研究に取り組んでいる課題です。次期学習指導要領において改めて検討されている背景にあるのは、この2点の方向性がこれからの学校教育や、激動の時代を生きる子供たちにとって必要不可欠な理念であるにもかかわらず、現状では道半ばであるという警鐘に他なりません。私たちは現行の学習指導要領のもと、これまで以上に二つの方向性の具現化に努め、令和12年度を迎えなければならないのです。

一方、③の「実現可能性の確保」を具現化するための「児童生徒の多様性を包摂した柔軟な教育課程の編成」については、「調整授業時数制度」や「余白の時間」「学年区分の柔軟化」などの新しい考え方が示されました。中でも「調整授業時数制度」は、これまでの画一性から脱却し、学校の実態や校長の経営戦略に応じた柔軟な教育課程の編成を可能とするもので、総授業時数を維持しつつ、一単位時間を弾力的に運用したり各教科の標準授業時数を一定の範囲内で増減したりできる制度です。論点整理には生み出された時数を①別の教科時数に上乗せする ②特に必要な教科の開設に充てる ③教員の研修・研究など裁量の時間に充てるなどが例示されており、校長の判断によって運用することを可能としています。

横並びの教育課程から脱し、14校が14通りの教育課程を編成することで、保護者や地域、場合によっては児童生徒からも多くの疑問や意見が寄せられることは必然です。例えば「教科 A の授業時数を減じて生み出された時間をどう使うのか」「なぜその時間を教科 B に上乗せをするのか」「教員の研修や研究の時間に充てるのかではなく基礎的・基本的な学習内容の定着に充ててほしい」「隣の学校は教科 C を減じていないが、なぜ本校ではそうするのか」「一単位時間を45分から40分に短縮することで学習の定着が不十分になるのではないか」「課題解決能力を一層高められる教育課程を編成してほしい」「いや、本校の場合は基礎学力の定着の方が優先だろう」など。

これらに対する解を示すと共に実行し成果を上げるには、校長の教育に対する揺ぎ無き信念、組織経営に対する明確なビジョン、経営資源を的確に把握、分析し戦略を立てる能力、そして周囲の理解と共感を呼ぶ発信力やビジョンを実現するための粘り強い実行力といった「経営力」が必須となることは間違いありません。すなわち、新しい学習指導要領はこれまで以上に校長のリーダーシップが求められるということです。

そのような中、本市ではこれまでも横並びの教育課程からの脱却を目指し、「自立と責任ある学校」のキーワードのもと、校長の経営理念を最大限尊重する学校経営の具現化に取り組んできました。その核となる施策が「特色ある学校づくり事業」です。



「脱法でない限り校長の経営方針を認める」という刺激的な表現をあえて用いつつ、「ヒト」「モノ」「カネ」「時間」「情報」という経営5資源の一部マネジメント権を校長に移譲し、教育活動や組織経営など、他校にはない特色ある取り組みを推奨するもので、「ヒト」においては人事異動における公募制の活用を、「カネ」については校長等のプレゼンテーションを受けた「特色ある学校づくり予算」の配当を、また「時間」については、長期

休業日の設定や土曜日授業の実施などを含む弾力的な教育課程の編成などを働きかけてきました。すなわち本市では、冒頭示した三つの方向性の③「実現可能性の確保」を10年以上にわたって取り組んできたことになるのです。これは令和12年度に迎える新学習指導要領を適正かつ効果的に実行するための強みになることは間違いありません。

令和8年3月、「子どもが育つ 市民が育つ まちも育つ 清瀬の教育」を理念とする第3次清瀬市教育総合基本計画が策定されました。令和8年度から17年度を期間とするものであり、まさに新しい学習指導要領の準備期から成熟期までをカバーするものです。同計画に基づきこれまで取り組んできた「自立と責任ある学校」の具現化を一層目指すことで、清瀬は令和12年度に向け確かな歩みを重ねることを改めてここに約束いたします。

さて、今年度の点検評価は、第二次教育総合計画マスタープランの最終年度を対象としており、第二次計画と第三次計画の橋渡しの機能を有する大変重要な営みになります。このことから外部評価委員として、第三次計画策定において委員長をお務めいただいた明星大学 花田 茂 客員教授と、従前より本市の教育に期待と関心を寄せてくださり同時に様々ご支援くださっている全国高等学校長協会顧問 高橋 基之 先生のお二人をお願いをし、ご指導をいただくことができました。施策の主体者である事務局だけでなく、学校、保護者、地域の四者がいただいたご指摘をしっかりと受け止め、第三次計画の推進に確実に役立ててまいります。

清瀬は令和8年度も引き続き21世紀に求められる教育の実現に向け努力を重ねてまいります。そのためには「社会総がかり」が不可欠です。関係各位のお力添えを心からお願いいたします。

令和8年8月

清瀬市教育長

坂田 篤

目次

第1	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について	1
第2	長期総合計画・実行計画と総合教育計画マスタープラン実行計画について	2
第3	第2次清瀬市教育総合計画マスタープランの概要	3
	令和7年度教育委員会事務事業一覧	5
第4	令和7年度点検評価 点検評価対象事業について	7
	1. 教育機器の適切な環境整備	8
	2. 読書活動の推進	10
	3. 部活動の地域連携・地域移行	12
	4. 児童生徒国内派遣事業	14
	5. 宅配サービスの実施	16
第5	点検評価に関する有識者からの意見	18
第6	清瀬市教育委員の活動状況（令和7年度）	22
<資料>		
	清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱	27

第1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

1 はじめに

清瀬市においては、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくため、清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の点検及び評価（以下「点検評価」という。）を毎年実施しています。

平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され（平成20年4月1日施行）、教育委員会は、教育行政における事務事業の執行管理について自己点検及び評価を行い、その結果に関する報告を作成し、議会に提出するとともに公表することとされました。

これを機会として、清瀬市教育委員会は各事業の成果効果を検証し、事業内容や教育の質の向上を図ってきました。事務の点検評価を行うことを通して、市民や関係機関、市役所内外の各部署と協働を進めています。

2 点検評価の対象と目的

平成29年度に策定した「第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン」（以下、「第2次マスタープラン」）の基本理念の5つの柱と16の施策の方向性を実現するために実行計画を作成しています。

実行計画の中から特に各課及び図書館が力を入れて取り組みをした事業を点検評価の対象としました。外部評価委員の点検を受け、事業の目的や目標、施策の取組状況と成果や課題を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図り、市民の方々へ報告することを目的としています。

3 点検評価の客観性

点検評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、施策及び事業の進捗状況等について意見を聴取する機会を設けることとします。

第2 長期総合計画・実行計画と教育総合計画マスタープラン実行計画について

第4次清瀬市長期総合計画は、清瀬市におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画です。まちづくりは、行政だけではなく、清瀬に住む市民や、市民活動団体、大学、企業、行政機関などと協働して行うことが求められています。そのため、本計画は、行政だけが実施する内容を描くものではなく、地域全体で共有し、市民と行政のお互いの役割分担と協働して成し遂げることを明示し、めざすべきまちの将来像を教育の側面から実現するための計画です。

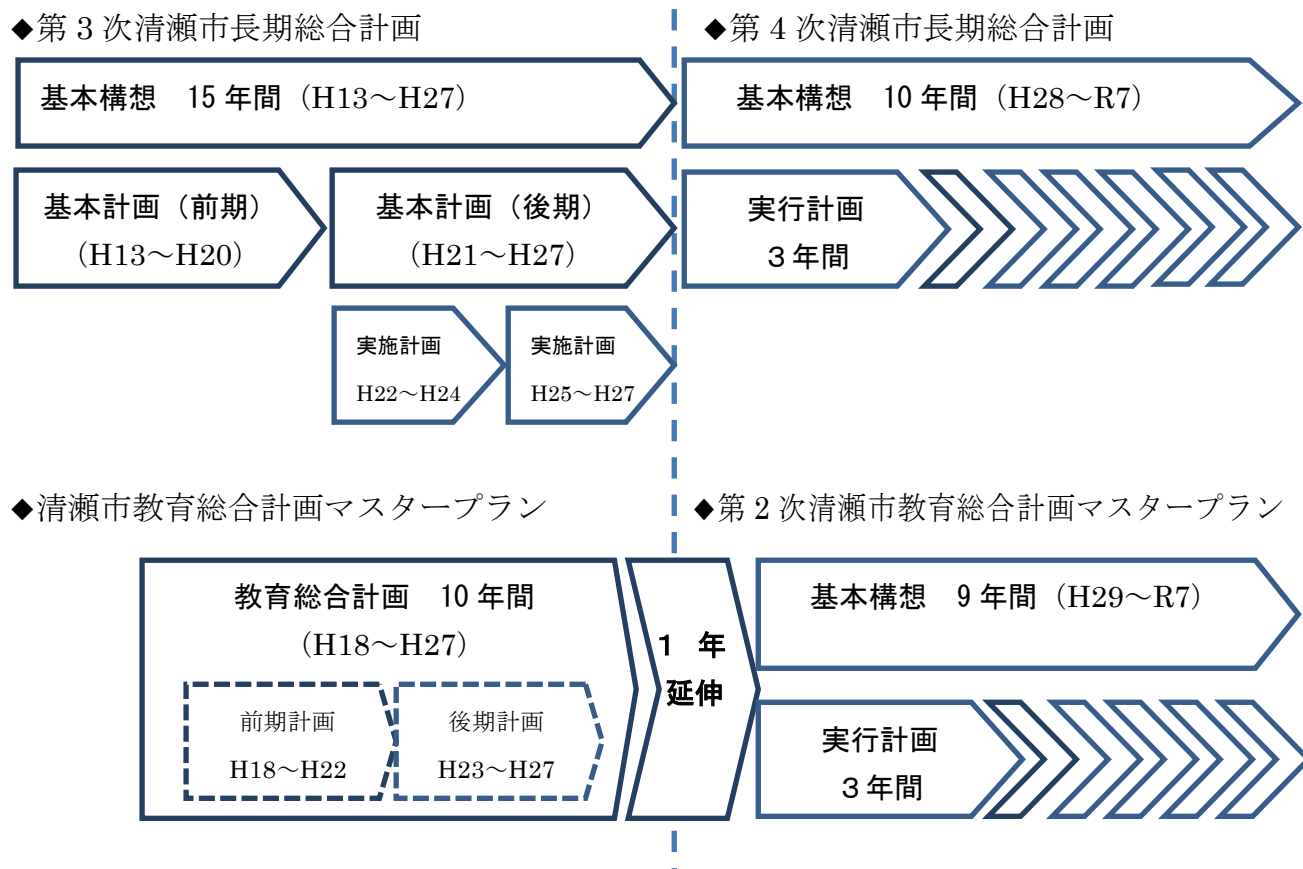
長期総合計画の構成は「基本構想」と、それを実現する「実行計画」の二層構造とし、前者の計画期間を10年、後者を3年とすることで、これまでよりわかりやすく、実効性のある計画を目指しています。

長期総合計画・実行計画の詳細は以下の URL から
詳細がご覧いただけます。

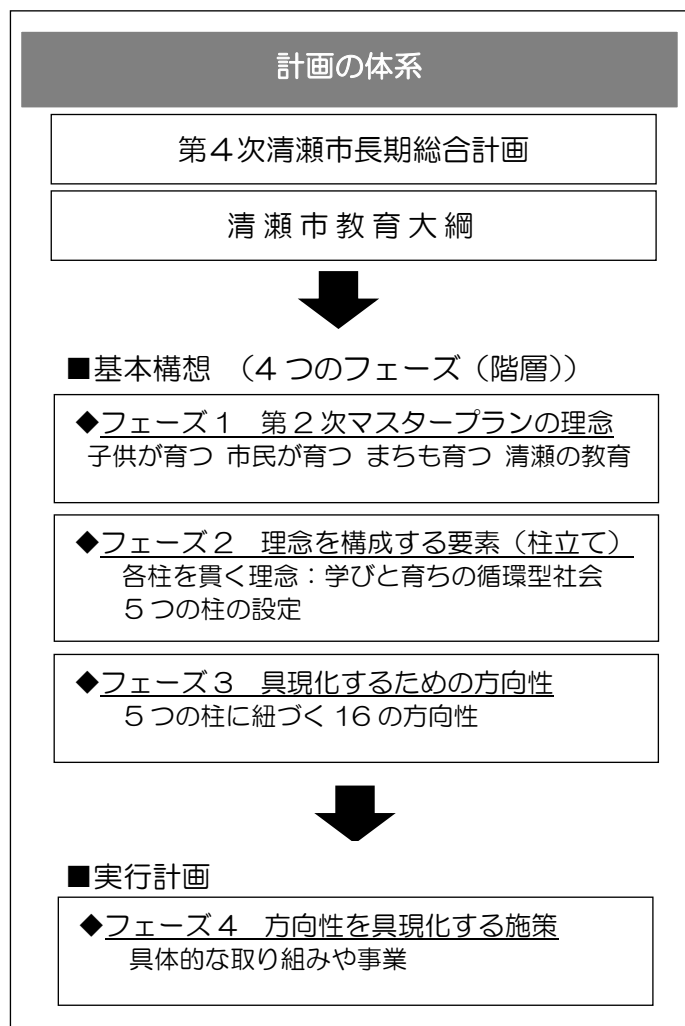
<https://www.city.kiyose.lg.jp/siseijouhou/keikakusisa/ku/kihonkousoukeikaku/1004591/1004593.html>



清瀬市長期総合計画と教育総合計画マスタープランの計画体系



第3 第2次清瀬市教育総合計画マスタープランの概要



本計画は、教育基本法第17条第2項に規定する「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」に位置付けられるものであり、清瀬市長期総合計画の教育分野に係る個別計画の役割を果たし、学校教育と生涯教育について取組みの指針や方向性を示すものです。

本計画は、「基本構想」と「実行計画」からなる二層構造の体系とし、構成する要素を4つのフェーズ（階層）に分けました。

フェーズ1は基本理念、フェーズ2は理念を構成する柱、フェーズ3は柱を具現化するための方向性、フェーズ4は方向性を具現化する事業となっています。

基本構想で示された5つの柱と方向性については、以下のURLから詳細をご覧ください。

<http://www.kiyose.ed.jp/gaiyou/mokuhyoukeikaku/2000110.html>



◇基本構想の概略

基本理念

「子供が育つ 市民が育つ まちも育つ 清瀬の教育」

基本理念の実現のため、5つの柱と、柱を具現化するための16の方向性によって構成しています。

○柱1. 健幸で生きがいのある学び・活動を支援します

- | | |
|------|------------------------------------|
| 方向性1 | 市民ニーズに応じた生涯学習活動の支援 |
| 方向性2 | 生涯学習施設の学びとコミュニティ機能の推進 |
| 方向性3 | 「生きる力・考える力」を高め、伝えるための世代を超えた学びの場の提供 |

○柱2. 家庭の教育力向上を支援します

- | | |
|------|------------------------|
| 方向性4 | 保護者への様々な学びや交流の場の提供 |
| 方向性5 | 家庭の教育力向上のための普及・啓発 |
| 方向性6 | 子育て、教育、生き方にかかわる支援体制の構築 |

○柱3. 学力を保証し健やかな心と体を育てます

- | | |
|-------|---------------------------|
| 方向性7 | 「確かな学力」の育成 |
| 方向性8 | 学びの関心や意欲を高めるための教育の推進 |
| 方向性9 | 豊かな心と撓(しな)やかで強(したた)かな心の育成 |
| 方向性10 | 運動習慣の確立による体力の向上 |
| 方向性11 | 教育環境の整備 |

○柱4. 郷土の自然や文化への学びを支援します

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 方向性12 | 日本の良さ、清瀬の魅力を理解し、内外に向けて発信する力の育成 |
| 方向性13 | 清瀬の文化や歴史を深く学ぶことのできる機能の強化 |
| 方向性14 | 体験を通じた郷土文化の継承と郷土愛の醸成 |

○柱5. 地域の力で清瀬の教育をつなぎます

- | | |
|-------|----------------------|
| 方向性15 | 世代を超えた地域コミュニティの構築 |
| 方向性16 | 地域の力を学校に生かす仕組みづくりの推進 |

◇資料◇

令和7年度教育委員会事業一覧（5～6ページ）

教育委員会が実施する主な事業の一覧です。

実施する事業を中央に記載し、左側から教育総合計画マスタープランの基本構想「柱」と「方向性」の番号を記載し、事務事業名の右側には長期総合計画の施策番号を記載しています。令和7年度重点事業及び外部評価委員の外部ヒアリングを受ける事業には●をつけています。

7ページ目以降で、外部評価委員の外部ヒアリングを受ける事業の概要説明と詳細を記載した個票を記載しています。

令和7年度 教育委員会事務事業一覧

第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン実行計画（令和7年度）

柱	方向性	事務事業名	所管	令和7年度 重点事業	外部評価 対象事業	関連する長期総合計画 施策番号
1	1	生涯学習基本方針による事業推進（情報発信）	生涯学習スポーツ課 教育企画課			122
		生涯学習情報の提供（「まなびすと」の発行）	生涯学習スポーツ課			122
		市民主体のスポーツ活動促進に向けた支援	生涯学習スポーツ課			123
	2	図書館サービスボランティアの育成（音訳・読み聞かせ）	図書館			122
		読書交流会（講師による本の解説と交流会）	図書館			122
		子ども向け事業（おはなし会・工作等の子ども会など）	図書館			122
		新しい図書館の具現化	図書館	●	●	122
		指定管理者による生涯学習事業の実施	生涯学習スポーツ課			122
		スポーツ振興事業の推進（市民のスポーツ活動の促進）	生涯学習スポーツ課			122
		生涯学習施設環境の向上	生涯学習スポーツ課			122
		指定管理者による生涯学習事業の実施	生涯学習スポーツ課			122
	3	市民文化祭の開催支援	生涯学習スポーツ課			122
		児童生徒国内派遣事業の実施（新規）	生涯学習スポーツ課	●	●	122
		地域資源を活用した体験型の学びの場	生涯学習スポーツ課			122
		図書館における体験的学習の場	図書館			122
2	4	コミュニティスクールの設置	教育指導課			322
		子ども向け事業（おはなし会・工作等の子ども会）	図書館			122
		ブックスタート事業（乳幼児や保護者に向けたおはなしのじかん）	図書館			122
		親子で参加でき、保護者同士の交流の場となる指定管理者による自主事業の実施（児童館）	生涯学習スポーツ課			511
	5	学校給食への地場産物活用	教育企画課			321
		おいしい学校給食レシピ集	教育企画課			321
		清瀬市しあわせ未来センター内「教育相談室」の機能強化	教育指導課			332
		ブックスタート事業（乳幼児や保護者に向けたおはなしのじかん）	図書館			122
	6	特別支援教育の充実	教育指導課			321
		清瀬市しあわせ未来センター内「教育支援センター（フレンドルーム）」の機能強化	教育指導課			332
		清瀬市しあわせ未来センター内「教育相談室」の機能強化	教育指導課			332
		学童クラブ指定管理者制度の導入	生涯学習スポーツ課			312
		学齢人口を踏まえた児童の受入体制の整備	生涯学習スポーツ課			312
		児童館及び児童センター運営管理	生涯学習スポーツ課			312
3	7	特色ある学校づくり	教育指導課			321
		市学力調査の実施	教育指導課			321
		ICTを活用した教育の推進	教育指導課			321
		教育課題「英語（話すこと）の指導の充実」	教育指導課			321
	8	教育機器の適切な環境整備	教育企画課	●	●	321
		ICTを活用した教育の推進	教育指導課			321
		図書館を使った調べる学習コンクールの実施	図書館			122
		学校・保護者への図書支援	図書館			122
	9	「命の教育」にかかわる体験活動の実施	教育指導課			321
		「清瀬の100冊」の活用	教育指導課			321
		「清瀬市道徳郷土資料集」の活用	教育指導課			321
		小中連携教育の推進	教育指導課			321
	10	読書活動の推進	教育企画課 教育指導課	●	●	321
		体験型食育の充実	教育企画課 教育指導課			321
		東京都児童・生徒体力・運動能力調査の実施	教育指導課			321
		小中学生のスポーツ活動の支援	生涯学習スポーツ課			321
		部活動の地域連携・地域移行	教育指導課 生涯学習スポーツ課	●	●	321

令和7年度 教育委員会事務事業一覧

第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン実行計画（令和7年度）

柱	方向性	事務事業名	所管	令和7年度 重点事業	外部評価 対象事業	関連する長期総合計画 施策番号
3	11	屋内運動場照明器具LED化工事	教育企画課			321
		校舎照明器具LED化工事	教育企画課			321
		屋内運動場大規模改造工事	教育企画課			321
		トイレ大規模改造工事	教育企画課			321
		校舎構造体耐久度調査	教育企画課			321
		新校開設に向けた取組	教育企画課			321
		統合型校務支援システムの整備	教育企画課			321・522
		民間プール施設を活用した水泳指導の充実	教育企画課 教育指導課			321
4	12	小学校社会科副読本3・4年生用「わたしたちの清瀬」の活用	教育指導課			321
		「清瀬市道徳郷土資料集」の活用	教育指導課			321
		郷土に関するレファレンスの充実	図書館			541
	13	結核関連コーナーの設置（常設）	図書館			541
		清瀬ゆかりのコーナーの設置	図書館			541
		小学校社会科副読本3・4年生用「わたしたちの清瀬」の活用	教育指導課			321
	14	「清瀬市道徳郷土資料集」の活用	教育指導課			321
		学校と地域のコミュニティ事業	教育指導課			322・511
5	15	青少年健全育成事業	生涯学習スポーツ課			511
		学校支援本部運営の推進	生涯学習スポーツ課			322
	16	地域コーディネーターの研修実施・育成	生涯学習スポーツ課			322
		コミュニティスクールの設置	教育指導課			322

第4 令和7年度点検評価

◇点検評価対象事業について

【教育企画課】

○教育機器の適切な環境整備

児童生徒による個別最適な学びや協働的な学びなど、さらなるタブレット端末の活用に向けて、学校のGIGAスクールネットワークの通信環境の改善を進めます。令和7年度は現状の課題把握と対策を検討していくため、清瀬小学校・清瀬第二中学校を対象に「ネットワークアセスメント」を実施しました。

【教育指導課】

○読書活動の推進

令和7年度は、清瀬小学校を研究実践校に指定し、令和8年度は、清瀬第八小学校も研究実践校に追加指定して読書記録アプリを試行的に導入しています。令和7年度は、読書記録アプリを実際に活用することに加え、図書館支援員の拡充を図るなどして読書活動の実施、検証を行いました。また、市内の半数以上の小・中学校で学校図書館の地域開放を実施し、検証、改善を行いました。

【教育指導課・生涯学習スポーツ課】

○部活動の地域連携・地域移行

本市の実態に即した地域展開・地域連携を実現するため、拠点校方式の部活動や地域団体との連携を試行的に実施しています。試行実施を通して生じた課題については、検討委員会で協議し、適宜、課題解決を図りました。令和8年2月には、本市の部活動の取組について「清瀬市立中学校部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画」を公表しました。

【生涯学習スポーツ課】

○児童生徒国内派遣事業

生涯学習の一環で、市内中学校等に在学する生徒を国内に派遣し、広くその実情を視察研修させ、主体的にたくましく生きる生徒を育成することを目的とした事業です。生徒が自ら学びたい分野を決定し、学習や体験内容を調べて行程表等を作り、プレゼンテーション審査会にて派遣生を決定します。初回となる令和7年度は長崎県へ生徒2名を派遣し、貿易の歴史と平和について学びました。

【図書館】

○宅配サービスの実施

読書環境の向上のため、地域的、時間的に図書館来館が困難な市民に対し、令和7年4月より、予約した資料を無料で市内住所へ宅配するサービスを開始した。予約資料は、正午までの予約分を、定期休館日を除き、当日午後に発送する。令和7年度は25,638件、56,029点の利用があり、閉館した図書館周辺や市民センターがない地域の住民に多く利用されている。

また、小学生の読書促進のため、宅配サービスを利用し、各小学校への配送・集荷を開始した。令和7年10月までに全校で実施することができ、876人、1,423冊の利用があった。

令和7年度重点事業報告書兼点検評価個票

教育企画課

事務事業名	教育機器の適切な環境整備
-------	--------------

施策体系(長期総合計画)

将来像	基本目標	施策	施策の方向性
3	32	321	1

施策体系(教育総合計画マスタープラン)

柱	方 向 性		
3	8	学びへの関心や意欲を高めるための教育の推進	
		児童・生徒の学力を高めるためには、学習内容への興味・関心や、意欲的に学習する態度が不可欠です。指導法の工夫や教育機器の適切な活用によってこれらの力を育みます。	
指標名 教育総合計画マスタープラン 実行計画		全国学力・学習状況調査における学校質問紙調査「前年度までに、一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を、授業でどの程度活用しましたか。」の質問に「週1回以上」と回答した割合	
		現状値(令和6年度)	目標値(令和7年度)
		小学校 100% (前年比 ±0.0P) (国との差 +0.6P) 中学校 80% (前年比 ±0.0P) (国との差 -18.5P)	小学校 100% 中学校 100%

重点とする事業

事業名	教育機器の適切な環境整備
事業概要	令和8年度からの2ndGIGAタブレットの調達に伴い、学校のGIGA通信環境について、国が推奨する通信帯域の確保に向けて「ネットワークアセスメント」を実施し、タブレットを使う教育環境を整える。
教育総合計画マスタープランの方向性との関連	GIGAスクール構想で目指す個別最適学習のためのツールとなるタブレット端末は、機器の使い勝手や利用環境によっては活用頻度の低下に繋がりがねない。今後、CBTの普及や大容量データの活用が進むことを見据え、通信環境を整備し、教職員には授業での活用、児童生徒には調べる力や自主学習能力を育むツールとしてタブレット端末の利用を促進するため、通信速度向上に向けた課題をネットワークアセスメントで明らかにする。
令和7年度の事業目的	市内小・中学校の中で児童生徒数が最も多い清瀬小学校・清瀬第二中学校を対象に「ネットワークアセスメント」を行い、学校のGIGA通信環境について、国が推奨する通信帯域の確保に向けて、課題把握とそれに向けた解消案の検討を進める。
令和7年度の事業指標	「学校のネットワークが遅い・繋がりにくいと感じることはありますか。」という問いに対する回答(全14校から「ほとんどない」または「まったくない」)
中間	・6月以降、対象校の無線LANのヒートマップ調査(電波強度が実用範囲を満たしているか)、有線LANのネットワーク機器調査(スペックと実測値に乖離がないか)とネットワーク機器調査(実際の通信状況に阻害要因はないか)などを調査。また、WAN(広域通信網。LANがローカルに対して、WANはLAN同士をネットワークで接続する機能)に混雑がないかの調査も併せて実施。 ・結果詳細及び課題解決の提案を含む報告書を10月末に見込んでおり、それに合わせて対応を検討する。

年度最終 (目標・指標に対しての状況)	・WAN調査では、学校近隣のインターネット利用環境が影響し、平日日中に清瀬第二中学校で遅延・混雑があることが判明。この改善には現在の1Gベストエフォート回線から10Gベストエフォート回線への変更と、校内で10G対応していないネットワーク機器の入替が必要と判定された。清瀬小では通常利用に支障はないものの、文科省の推奨帯域は満たしておらず、二中と同様の対応が有効と判定された。 ・①校内のネットワーク機器に保守サポートが数年で終了するものが複数ある点、②学校の通信インフラとして校務支援システムのネットワークと並存しているためネットワークを統合することが合理的である点、③校務支援システムは令和10年度から運用開始する東京都内共通システムに向けたネットワーク改修を行う見込みがある点、以上3点から、令和9年度に通信環境改善とネットワーク統合を兼ねた改修工事を行うことで抜本的な解消につながると考え、令和7年度は対応を見送り、改修工事に向けて複数の通信事業者と情報交換を進めている。
外部評価委員 意見	(高橋委員) まずは、機材、システムの確保です。これに、最大限尽力されていることに敬意を表します。さらに、「健幸」生活の確立に向け、児童・生徒の基礎的、基本的な知識、技能の獲得がいかにコミュニケーションや考える力を育てるために必要なのか、そのためには、ドリル形式等のそれらの活用によって、個々の児童・生徒がそれらを獲得していくことの必要性を実感として、気付かせていくことです。そのための教師の活用力を向上していくことが大切です。活用に積極的に取り組んでいる、活用が得意な教職員の活用事例を共有していくことです。そして、支援員の充実とともに、AIの活用については、AIが示すデータなどが正しくないことがある、「健幸」にとっても、スマートフォンをはじめ、使用時間を保護者とともに考えることも大切です。スマートフォン、AIなくしては、進まない社会になっています。その活用の良さとともに、負の部分を抑え込んだルールづくりを早急につくって共有することが大切です。 (花田委員) GIGAスクール構想により、日常的にICTの活用が当たり前となり、さらに数年前から生成AIの授業での利活用が始まってきている。その中で、円滑に授業を進めるためにはこれまで以上の通信量に対応し、十分な通信速度を確保できるネットワーク環境の整備が必要であるため、機器の更新や回線契約の見直し等を推進いただきたい。また、生成AIを含めたICTの活用について、従来の指導方法ではできなかったことを実現する視点から、教職員の研修や活用事例の共有等を進めていただきたい。

令和7年度重点事業報告書兼点検評価個票

事務事業名	読書活動の推進
-------	---------

施策体系(長期総合計画)

将来像	基本目標	施策	施策の方向性
3	32	321	1
3	32	321	2

施策体系(教育総合計画マスタープラン)

柱	方 向 性		
3	9	豊かな心と撓やかで強かな心の育成	
		グローバルな社会で活動していくためには、個性を発揮しながら、自他を尊重できる豊かな心と困難に直面してもくじけない心の強さが必要です。ボランティア活動等の社会貢献や困難を乗り越える体験等によって健全な心を育みます。	
指標名 教育総合計画マスタープラン 実行計画		全国学力・学習状況調査における児童・生徒質問紙「自分にはよいところがある」の質問に対する肯定的な回答の割合	
		現状値(令和6年度)	目標値(令和7年度)
		小学校 86.2% (前年比 +3.8P) (国との差 +2.1P) 中学校 87.2% (前年比 +9.6P) (国との差 +3.9P)	小学校 90.0% 中学校 90.0%

重点とする事業

事業名	読書活動の推進
事業概要	読書活動の推進を図るため、研究実践校を1校指定し、読書記録アプリの導入や蔵書及び図書館支援員の拡充等による学校図書館の充実について効果検証を行う。また、学校図書館の地域開放について、学校運営協議会等を活用して検討するとともに、可能な学校から試行的に実施する。
教育総合計画 マスタープラン の方向性との 関連	読書活動を通して、他者の考えや感情、多様な価値観などに触れることは、共感力や想像力等を育む貴重な機会となる。そのため、豊かな心と撓やかで強かな心の育成に寄与する事業として位置付けたが、当然、学力向上にもよい影響をもたらすものであることを認識しており、その関連についても注視をしていく。
令和7年度の事業 目的	清瀬小学校を研究実践校に指定し、読書記録アプリの導入や蔵書及び図書館支援員の拡充等について効果検証を行う。また、施設面等も踏まえ、実施可能な学校から学校図書館の地域開放を試行実施する。
令和7年度の事業 指標	①研究指定校による本の貸出冊数(清瀬小学校の現状値【令和5年度約25000冊】→目標値【令和7年度30000冊】) ②学校図書館地域開放の試行実施学校数(現状値【令和6年度1校】→目標値【令和7年度5校】)
中間	・研究実践校に指定した清瀬小学校において、6月から読書記録アプリの試行的活用を開始した。今後、蔵書及び図書館支援員の拡充の成果も含め、効果検証を行う。なお、9月末現在で、本の貸出冊数は約25,000冊となっている。 ・清瀬小学校、第六小学校の他、複数の小学校が学校図書館の地域開放を試行的に開始した。(合計6校) ・9月から清瀬市立小学校全校において、本の宅配サービスを利用できる仕組みが整ったため、各校で活用を開始した。

教育指導課		
財務科目・総事業費(予算額)		
会計	—	—
款	10	教育費
項	1	教育総務費
目	2 3	教育振興費 教育指導費
事業番号	17 11, 13	小学校教育振興事業 特色ある教育活動 事業、学力向上推進 事業
総事業費(千円)	1,577千円	

年度最終 (目標・指標に對 しての状況)	研究実践校である清瀬小学校の学校図書館の本の貸出冊数は、4万9千冊以上となり、読書記録アプリの導入や蔵書及び図書館支援員の拡充等により一定の効果があつたと考えられる。また、複数の学校が、学校図書館の地域開放を試行に実施し、小学校6校、中学校3校が地域開放の取組を実施した。地域開放の目的を明確にし、地域住民へ提供できる取組やサービスを試行している学校もあり、今後は、そのような取組の成果を市内小・中学校で共有し、地域に根ざした学校図書館となるよう指導・支援に努めていく。
外部評価委員 意見	(高橋委員) 図書館と連携する「読書活動」の充実に向けての様々な取組は、本当に児童・生徒の語彙力、コミュニケーション力、道徳的な判断力、道徳的な心情、道徳的な実践力を育てていくためにも大切なものです。アプリの開発、様々な本の紹介イベントなど、これからも続けていってほしいものです。どんな本と出会わせるのか、人との出会いと本との出会いを結びつけることで、児童・生徒の本への興味・関心は深まっていくと考えます。これからの社会は、アナログとデジタルの両方を使いこなしていかななくてはならない社会です。空間把握を児童・生徒に身につけていくためには、同じ縮尺の紙の地形図を比較することなどが大切です。旧版地形図や空中写真から、「清瀬」の大きさや過去の姿も分かります。地図も含めた蔵書については、さらに図書館との連携を含めて検討していくことです。清瀬の四季をはじめとした自然、風景、景観を踏まえて、大切にしてきたことばにどのように気付かせていくかであると考えます。市史を児童・生徒に分かりやすく示す工夫もあっても良いと考えます。司書教諭だけでは、活動の充実は不可能である。支援員、補助員等の在り方も含めて、今後の検討が必要であると考えます。 (花田委員) 学校図書館の地域開放の取り組み、カフェのように飲み物を飲みながらの読書、絵手紙教室との連携、就学前のお子さんとその保護者を対象にした読み聞かせ教室の開催など、学校ごとに工夫が見られる点は素晴らしい。ただ、小学校での貸出冊数は一定数を保っているが、中学校では極端に貸出冊数が減ってしまう状況については課題と考える。図書館支援員や司書教諭をはじめとして、学校図書館に関わるスタッフを中心に、蔵書の種類や内容について各学校で検討し、読書活動をさらに進めていただきたい。

令和7年度重点事業報告書兼点検評価個票

教育指導課・生涯学習スポーツ課

事務事業名 部活動の地域連携・地域移行

施策体系(長期総合計画)

将来像	基本目標	施策	施策の方向性
3	32	321	3

施策体系(教育総合計画マスタープラン)

柱	方 向 性		
3	10	運動習慣の確立による体力の向上	
		生涯にわたって健康を保持増進するためには、運動を日常化し主体的に身体を動かす習慣を身に付けることが大切です。運動への興味・関心を高め、基礎体力の維持・向上と運動をすることの喜びを味わう取り組みを進めます。	
指標名 教育総合計画マスタープラン 実行計画		東京都児童・生徒体力・運動能力調査の平均点（東京都との比較）	
		現状値（令和6年度）	
		目標値（令和7年度）	
		小学校6年男子 -1.5P 中学校3年男子 -0.9P 小学校6年女子 -1.1P 中学校3年女子 -1.4P	
		小学校6年男子 ±0.0P 中学校3年男子 ±0.0P 小学校6年女子 ±0.0P 中学校3年女子 ±0.0P	

重点とする事業

事業名	部活動の地域連携・地域移行
事業概要	清瀬市立中学校における部活動について、本市の実態に即した地域連携・地域移行を実現するため、拠点校方式の部活動や地域団体との連携を試行的に実施する。試行実施を通して生じた課題については、中学校校長会の意見も踏まえて、検討委員会で協議し、適宜、課題解決を図る。なお、令和8年2月には「清瀬市立中学校部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画」を公表する。
教育総合計画マスタープランの方向性との関連	運動を日常化し主体的に身体を動かす習慣を身に付けるために部活動が果たす役割は大きく、今後、地域連携・地域移行を進める上でも、運動への興味・関心を高め、基礎体力の維持・向上と運動をすることの喜びを味わうことのできる取組という視点は大切にしていける必要がある。
令和7年度の事業目的	清瀬市立中学校の実態に即した部活動の地域連携・地域移行を実現するため、様々な立場の方々が構成員となる検討委員会を設置し、検討を重ねながら計画の見直しを図るとともに、実践を通して検証及び改善を行う。なお、令和8年2月には「清瀬市立中学校部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画」を公表する。
令和7年度の事業指標	①拠点校方式の部活動を利用した生徒の充実度(アンケート実施。8割の肯定率) ②令和7年度から地域団体への活動に参加した生徒数
中間	・9月末までに3回の「清瀬市立中学校部活動の地域連携・地域移行に伴う検討委員会」を開催し、部活動拠点校方式の課題や地域団体との連携等について検討を行った。今後、生徒や保護者、地域の方々へのアンケートを実施し、その結果を踏まえた協議を行った上で、令和8年2月に「清瀬市立中学校部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画」を公表していく。
年度最終 (目標・指標に対する状況)	拠点校方式の部活動に参加した生徒からは、「他校の生徒が加わったことで活気が出た」や「部員が増えたことで団体戦に出場できた」などの肯定的な声が聞かれた。一方、学校間の移動距離や時間、部活動の連絡方法の構築などが課題となった。また、地域団体に6名の生徒が参加しており、学校の部活動にはない活動に興味がある生徒がいることも分かった。今後は、部活動指導員の拡充、部活動拠点校方式の拡充及び合同部活動の実施方法の工夫、地域団体との連携拡充に向け取り組んでいく。

外部評価委員 意見	(高橋委員) スポーツや文化活動の部活動の地域連携・地域移行は、少子化等の中で、必要なことと思います。しかし、音楽的、体育的等の専門性をもった教師がその活動を負担軽減によって支えることは、今後も大切なことです。体育大学等では、学生が教師になっても部活動指導ができないのではないかとといったことが、教師を志望することへの負の要素になっているとの話もある。そして、児童・生徒にとって、スポーツや文化活動は、「する、みる、支える、知る」の視点から、しっかりと充実させていくことです。サッカー、野球に取り組みながら、合唱や書道などの活動にも取り組める工夫も必要です。児童・生徒の成長に向けた指導、支援の在り方は、さらに模索していくことが必要です。さらに、ボーイスカウト、清瀬消防少年団、一般社団法人総合型地域スポーツクラブ清瀬キラリなど、それぞれの活動維持のために、児童・生徒をそれぞれが取り合うのではなく、連携して活動できる仕組み、発達の段階に応じて行う指導、支援の在り方などについて、指導者の知見を高めるための情報共有の機会を創出することも大切なことです。例えば地域の中学校区を基準に指導者等が連携し合いながら、合同防災訓練に参加できれば、救える命、減災への取組となると考えます。様々な活動から、それらの団体の得意とするところを生かしながら、協力、貢献できることを具体的に確認することです。共生社会を見据え、障害のある人の「健幸」を支えていくため、ブラインドサッカー、ボッチャなどの活動の創出・支援、交流教育等についてもしっかりと考えていくことです。
	(花田委員) 部活動の地域連携・地域移行に向けて、令和8年度から改革実行期間に入っていく。2月に中間報告として「推進計画」が示され、部活動指導員や部活動拠点校方式の拡充及び合同部活動の実施方法の工夫、地域団体との連携拡充など、着実に計画実行に向けての取り組みが進んでいることうかがえる。本件は東京都が示している「東京都における部活動改革に関する推進計画」を参考にしながらも、自治体によって取り組み方が様々な事業なので、近隣市の状況を積極的に把握しつつ、本市としての実現可能性を探っていただきたい。また、学校の教育活動と一定の距離を置くため、保護者負担が発生する点、内容に対する説明責任を果たし、行政と市民が納得できる形で進めていただきたい。

令和7年度重点事業報告書兼点検評価個票

生涯学習スポーツ課

事務事業名	児童生徒国内派遣事業
-------	------------

施策体系(長期総合計画)

将来像	基本目標	施策	施策の方向性
1	12	122	1
1	12	122	2

施策体系(教育総合計画マスタープラン)

柱	方 向 性		
1	3	「生きる力・考える力」を高め、伝えるための世代を超えた学びの場の提供	
		人が社会の中で主体的に活動していくためには、自ら考え行動することが必要です。学校教育で育まれた「生きる力・考える力」を地域で実践することで、人や社会、自然と関わる機会を創りだすとともに、市民が学びへの意欲を体験活動によってさらに深めることで、世代を超えた新たな学びの拡大につなげます。	
指標名 教育総合計画マスタープラン 実行計画		この一年で生涯学習を行う機会(学びの機会)をもつことができた人の割合	
		現状値(令和6年度)	目標値(令和7年度)
		13.9%	15.5%

※ 「現状値(令和6年度)」は、令和5年度世論調査(3年毎実施)の結果を記載。

重点とする事業

事業名	児童生徒国内派遣事業
事業概要	生涯学習の一環として、清瀬市在住の児童生徒を国内に派遣し、広くその実情を視察研修させることにより、主体的にたくましく生きる児童生徒を育成することを目的として、令和7年度から実施する。また、派遣生及び派遣場所は児童生徒のプレゼンテーションによって決定し、派遣実施後は派遣生による報告会を実施する。なお、令和7年度は中学校生徒を対象とする予定。
教育総合計画 マスタープラン の方向性との 関連	児童生徒の学校教育で育まれた「生きる力・考える力」を地域社会で実践的に活用する取り組みのひとつである。国内での視察研修を通じて、児童生徒が様々な人や社会と関わる経験を得ることで、自ら考え行動する力を育み、主体的にたくましく生き抜く力を伸ばすとともに、体験を通じて学びへの意欲を深め、さらに報告会の実施によりその成果を地域社会へ還元し、新たな学びの拡大へとつなげるものである。
令和7年度の事業目的	市内在住の中学1・2年生のグループを対象に、自ら学習内容や訪問先等を研究し、プレゼンテーションによる提案を経て現地に派遣することで、広くその実情を視察研修させることにより、主体的にたくましく生きる生徒を育成する。
令和7年度の事業指標	①事業説明会、プレゼンテーション講座及び企画立案支援を経て、6月に派遣候補者のプレゼンテーション審査会実施 ②次年度の周知、参加促進及び成果発表のために開催する、派遣生による報告会への聴講参加者(中学生30名)
中間	派遣を希望する生徒へ向けて、事業説明会(4月)、プレゼンテーション講座(5月)や企画立案支援(5・6月)を行った上で、プレゼンテーション審査会(6月)において派遣生を選考した。審査会には8組20名のエントリーがあり、審査の結果、清瀬中学校の1年生2名による提案「長崎県訪問を通じた外国貿易の歴史や平和学習」が採用された。派遣は10月11日から13日までの予定で実施する。派遣終了後の報告会(3月)にて、現地での学びの成果を生徒自身が発表する予定である。

年度最終 (目標・指標に對 しての状況)	10月11日から13日まで長崎県長崎市を訪問し、現地だからこそ味わえる体験や学習を主体的に行った。 3月14日に行われた報告会において派遣された生徒たちからは、次のように報告された。 派遣前:知識はついても生活に活かせない(身につかない)。調べて終わり。知りたくても行動しない。 派遣後:ネットに載っている情報がすべてではない。行ったからこそ体験できること、感じること、学べることもある。授業で習わないことが学べる。 また、派遣を通じて「なぜ?」という視点を持ち、視点を変えることの大切さを学んだ。 報告会への聴講参加者は46名で、うち小中学生は4名と目標を達成できなかったため、次年度はより多くの小中学生に参加していただけるように周知を行うとともに、報告会の日程を2月にする事で各校での周知及び啓発の機会を提供できるよう努める。
外部評価委員 意見	(高橋委員) 長崎との連携は、「健幸」清瀬にとって大切なことだと思います。中学生の訪問結果を広く周知していくことです。報告会 は大切です。探究活動の充実とともに、さらに魅力ある報告会を作っていくことです。出島商館医等が伝えるヨーロッパ の新しい医学知識、科学や学術的な思考方法などは、日本国内に伝えられ、蘭学として知られるものです。中学生に は、「健幸」という観点からも研修ができるとよいと思います。平和、「命」を守るひととして、将来どのように自分の興味 関心と関連付けながら、社会に貢献していくのか、考えさせていく研修として、大変意義のあるものだと思います。研修 した中学生を核として、「オンライン」を含めて、中学生同士の交流ができるとよいと思います。そのためにも、長崎大学 医学部、長崎県立大学看護栄養学部等との連携を模索して、学びの先への可能性を広げていくことも今後の課題だと思 います。 また、安心安全な食、健康生活につとめ、立科町と締結している「友好交流都市協定」も大切なところ。児童・生 徒交流をはじめとした「学び」の連携の在り方をさらに考えていくことが大切です。 (花田委員) 本派遣事業、プレゼンテーションによる派遣者の選考、希望による訪問先の決定はユニークな取り組みと考える。学校 教育で育まれた「生きる力・考える力」を地域社会で実践的に活用するという教育総合計画マスタープランの趣旨にも 合致し、派遣者にとって主体的に参加することができ、内容も充実している。しかし、報告会への小中学生の参加が少 ない点、本事業をより発展・充実させるためにも、本事業に関わった子供たちが引き続き学校内外を問わず学びを波 及する機会を設けられるよう調整を図るとともに、その後の生活にどのような影響が出ているか成長・発達の過程を調 査研究を進めていただきたい。

令和7年度重点事業報告書兼点検評価個票

事務事業名	宅配サービスの実施
-------	-----------

施策体系(長期総合計画)

将来像	基本目標	施策	施策の方向性
1	12	122	1
3	32	321	1

施策体系(教育総合計画マスタープラン)

柱	方 向 性		
1	2	生涯学習施設の学びとコミュニティ機能の推進	
		図書館や郷土博物館などの生涯学習施設は、いつでも誰でも学ぶことのできる場としてだけでなく、市民が集いネットワークを広げる場でもあります。世代を超えた交流などの情報の拠点として様々な事業を実施し、いつでも必要な情報を得られる学習機能の充実を図ります。	
指標名 教育総合計画マスタープラン 実行計画		「これまで身に付けた知識や技術を自分以外のために活かしている」と回答した割合	
		現状値(令和6年度)	目標値(令和7年度)
		28.7%	31.5%

※「現状値(令和6年度)」は、令和5年度世論調査(3年毎実施)の結果を記載。

重点とする事業

事業名	宅配サービスの実施
事業概要	利用者が来館せずに本の貸し借りを可能とすることで、市民の利便性の向上や読書活動の促進を目指す。
教育総合計画 マスタープラン の方向性との 関連	学びへの関心や意欲を高めるために宅配サービス受取・返却スポットとして小学校を活用し、読書活動を推進することで、将来にわたって豊かな読書環境を整えていく。
令和7年度の事業 目的	更なる広報活動に努め、市民の方々にサービスを認識・活用いただき、今まで来館が困難な市民の読書活動の一端を担う。
令和7年度の事業 指標	①市内在住利用登録者の貸出数の増加(増加率の向上) ②市内小学生に利用カードを発行し、学校への宅配サービス実施(各校、宅配サービス月1回以上の利用)
中間	①宅配サービス(おうち図書館)の12月の貸出冊数を4月実績の20%増加を目指す。そのために9月までの実績を分析し、市民の貸出冊数の増加のためホームページでの新着案内や各種リストの活用、利用カードのさらなる発行増加、おうち図書館の利用増加のための周知を実施していく。 ②夏休み期間は図書館に出向いてカードをつくった児童も含めて8校で利用があったが、9月以降は1校のみの利用になっている。今後、学校に利用促進の働きかけをしていく。
年度最終 (目標・指標に 対しての状況)	①市内在住登録者総貸出数は、令和6年度329,640点、令和7年度264,849点+宅配サービス56,029冊=320,878点。全体では3%減だが、宅配サービスは令和7年4月4,018点、令和8年3月4,725点でやや増加している。 ②計画通り市内全校の小学生に利用カードを発行し、登録数は1,551人であった。。令和7年度の学校宅配利用者は、876人1,423冊で、全校で利用があった。

図書館		
財務科目・総事業費(予算額)		
会計	-	-
款	10	教育費
項	5	社会教育費
目	2	図書館費
事業番号	4	図書館運営管理事業
総事業費(千円)	100,000	

外部評価委員 意見	(高橋委員) 図書館利用を活性化するための方策としてよいことだと思う。宅配利用がやや増加しているとのこと、さらに、蔵書の最新情報を市報「清瀬」の図書館のイベント情報とともに伝えたり、紙面図書館ブックトークなど、清瀬と関わりがある長崎や立科などを含めて関連ある作品、作者などを紹介して、さらに増やす努力をしてもよいと考える。常に、蔵書等について、市民の希望等を把握するためにも、使用アンケートなどによって市民のニーズを把握することです。図書館にコミュニティスペースを設けて、宅配を活用する高齢者等の本を介した交流によって健康生活を築くことも大切だと考えます。宅配を介した一人暮らしの高齢者の健康生活を確認、支えることも大切です。健康生活に向けた、医療等の蔵書も市内3つの大学(日本社会事業大学・明治薬科大学・国立看護大学校)の力も借りて増やし、「健幸」、医療の図書館として、市内外に特色を発信、周知していくことも今後の課題として検討していくことが大切と考えます。
	(花田委員) いつでも誰でも学ぶことのできる場としてだけでなく、市民が集いネットワークを広げる場として、世代を超えた交流などの情報の拠点として施策の一つに「宅配サービス」を実施している点、良い取り組みである。また小中学生を対象にした「図書館を使った調べる学習コンクール」は、児童・生徒の調べる力を育て、知的好奇心と自発的な学びを促進する取り組みであり、図書館利用への敷居を低くし、市民の読書活動促進に向けた重要な取組に繋がっていくと考える。

第5 点検評価に関する有識者からの意見

さらなる「清瀬市の特色（強み）」を明確にした教育への取組へ

全国高等学校長協会 高橋基之

1. 清瀬市教育総合計画マスタープラン実行計画の実行に向けた取組へ

第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン実行計画では、5つの柱のはじめに、「健幸で生きがいのある学び・活動を支援します。」とある。各部各課が創意工夫して取り組んでいることがよく分かった。しかし、今や全ての市区町村がよりよい教育への取組を模索している。市民は、行政を選ぶ時代に入った。

「清瀬ならでは」を明確に示すことである。精一杯、市民の「豊かな生活」「安心・安全」な生活に向けて取り組んでいることは、報告書から理解できる。それぞれが児童・生徒の今後の成長に向けて何が必要か、文科省、都の施策も踏まえての取組である。さらに、「清瀬」らしさ、「清瀬の子供」の成長に向けて、夢や目標を明確にして進める「キャリア形成」的な視点での、計画的、組織的な「学び」の創造が必要と考える。知恵につながる知識・技能の定着とともに、それらの知識・技能をどのような教育活動、体験活動を児童・生徒に提供していくかである。第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン実行計画の取組に向けての各部各課の課題共有と一丸となり連携したさらなる「チーム清瀬」の取組が必要と考える。

2. 命、『健幸』を支える学校教育へのさらなる具体的な活動支援

部活動の地域連携・地域移行への取組は始まったばかりである。地域にある社会教育団体との連携について、アンケートも実施して進めている。さらに、より良い取組をと真摯に取り組んでいる姿には、感謝したい。

中学生は防災の要である。不登校生徒を含めて、その存在の意味と小さな役割から大きな役割まで、自分のできる防災への地域貢献を具体的に考えさせることである。ボーイスカウト、清瀬消防少年団、一般社団法人総合型地域スポーツクラブ清瀬キラリなど、児童・生徒を活動のために取り合うのではなく、連携して活動できる仕組みを、例えば地域の中学校区を基準に指導者等が連携し合った実のある合同防災訓練を実施できれば、救える命、減災への取組となる。

3. 取組の見える化

清瀬を知って、清瀬の行政を応援する市民を育てることが第一である。行政を支えるのも市民である。新たな行政を司るのも、これからの児童・生徒の行政への関心とそこへの取組への意欲である。

今の取組と課題を児童・生徒をはじめ、全ての市民に分かるように示すことである。募集は募集、育成は育成、学校教育は学校教育といったようにならないことである。横浜市立桜丘高等学校には、令和5年から「教員養成講座」を開設している。清瀬はもとより、日本の、世界の「命」を守り、「健幸」を育てる教員、行政職員を3つの大学（日本社会事業大学・明治薬科大学・国立看護大学校）と連携して育てていく「夢」を形にしたい。そのためにも、分かり易いリーフレットを作成して、報告書を見える化したい。

「癌」をはじめ、様々な疾病については、その治療法等の進歩により、年々生存率が高くなっている。しかし、「早期発見」が第一である。今後、医療についての、健康についての正しい知識とそれを支える仕組みづくりである。

「結核療養と清瀬」の展示がある先人の知恵に学ぶ「郷土博物館」は、ブンガくんと文学散歩などの取組を行っている。清瀬市にある医療・福祉系の専門性の高い3つの大学、清瀬市立図書館、学校図書館、さらに交流のある長崎の長崎大学、長崎県立大学等との連携による、児童・生徒の「命」と「健幸」を守る「清瀬学」の創造を清瀬の教育実践の特色化とし、住みたい、住み続けたい、そして、この「清瀬」を自ら応援して生きていきたいにつなげたい。

点検評価全体への意見

明星大学 花田茂

本計画は平成 29 年度から令和 7 年度までの 9 年間、「子供が育つ 市民が育つ まちも育つ 清瀬の教育」を基本理念とし、「学びと育ちの循環型社会」の形成を、学校教育・家庭教育・生涯学習・郷土文化・地域協働を貫く 5 つの柱、16 の方向性に体系化した。基本構想と 3 年ごとの実行計画を分け、実行計画を毎年見直す設計は、政策の継続性と社会変化への対応を両立させる点で妥当である。コロナ禍と急速なデジタル化の中でも取組は概ね計画どおり進み、市の最終振り返りは一定の実効性を裏付け、理念はウェルビーイングや持続可能な地域づくりにも通じている。

1. 成果

全校への学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と学校支援本部の整備、1 人 1 台の I C T 端末と各種デジタルツール・支援員の拡充により、社会総がかりの教育と個別最適で協働的な学びの基盤が整った。しあわせ未来センターへの相談窓口集約、放課後子ども教室や子ども食堂等の居場所づくりは、教育・福祉・地域の連携を具体化した。さらに、きよせ子ども大学、生涯学習・スポーツ施設の改善、市史編さん、博物館・図書館の新たな発信など、子どもの学びと市民の学びをつなぐ本市らしい取組を積み重ねた点を高く評価する。

2. 課題

成果評価について、実施件数、整備状況、参加数等の活動の結果が中心で、それぞれの施策が学力・意欲・幸福感・地域のつながりをどう変えたかという効果や変化との因果関係が少し弱い。3 年ごとの世論調査に依存する指標もあり、難しい点ではあるが年度ごとの進捗を判断しにくい点を指摘したい。また、不登校の増加、特別な教育支援へのニーズ、家庭状況による学習・体験機会の差への対応は解決が難しい課題であるが、児童・生徒の居場所の整備を、利用しやすさ、早期支援、本人の安心、進路等の成果を追うところまで考えていただきたい。

さらに、コミュニティ・スクール、相談拠点、施設等は、「設置した」段階か

ら「機能している」段階へ移す必要がある。教職員・地域人材の負担と継続性、関係機関の役割分担、子ども自身の参画を明確にしたい。コロナ禍という特殊な時期ではあったが、郷土文化・行事への参加が目標に届かなかった。若年層、働く世代、障害のある人など届きにくい層への積極的な支援と、対面・オンラインを組み合わせた機会保障が課題と捉える。

3. 今後の取組の方向性

第3次計画では理念を継承しつつ、その実効性を高めるため、10年後の望ましい姿、事業指標を目指す姿と連動させ、毎年更新できる定量・定性データを可視化することも考えられる。

総じて、本計画は理念と基盤を築き、概ね妥当（B相当）であり、基本理念と推進基盤は定着したので、次の段階では事業実施の有無ではなく、子ども・市民・地域の変容を継続的に捉え、改善につなぐことが求められる。

今後は「仕組みづくり」から「成果と質の向上」へ、「行政が行う教育」から「子ども・市民と共につくる教育」へと移行することにより、清瀬の教育が持続的発展に繋がることを期待する。

第6 清瀬市教育委員の活動状況(令和7年度)

1 教育委員会の構成

職 名	氏 名	任 期	備 考
教育長	坂田 篤	自 令和 7年 4月 1日 至 令和10年 3月31日	
教育長 職務代理者	宮川 保之	自 令和 4年10月 1日 至 令和 8年 9月30日	
委 員	尾崎 啓子	自 令和 5年 4月 1日 至 令和 9年 3月31日	
委 員	鈴木 美紀	自 令和 5年 7月 1日 至 令和11年 4月15日	令和7年4月16日に再任
委員	中村 清人	自 令和 6年 4月 1日 至 令和10年 3月31日	

2 教育委員会定例会・臨時会

毎月1回の定例会、必要に応じて臨時会を開催し、議案、報告事項等を審議しました。

実 施 日	主 な 審 議 項 目
令和7年第4回定例会 令和7年4月25日	議案第9号 清瀬市教育委員会事務局組織規則の一部改正について 議案第10号 清瀬市教育マスタープラン実行計画令和7年度重点事業について 議案第11号 清瀬市学校運営協議会委員について 議案第12号 清瀬市社会教育委員の退任及び新任について ・ 令和7年度研究指定校について ・ 令和8年度使用教科書採択（特別支援学級用）について ・ 清瀬市生涯学習基本方針の更新について
令和7年第5回定例会 令和7年5月26日	議案第13号 清瀬市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について 議案第14号 清瀬市学校運営協議会委員について ・ 令和6年度清瀬市教育委員会重点事業の最終報告について ・ 第3次清瀬市教育振興基本計画検討委員会設置について ・ 清瀬の100冊読書感想文コンテストの実施要項について ・ 清瀬市スポーツ推進委員の退任について
令和7年第6回定例会 令和7年6月25日	議案第15号 第3次清瀬市教育振興基本計画の策定について 議案第16号 清瀬市学校運営協議会委員について ・ 令和6年度水泳指導アンケートの結果について ・ 教育課題協議会報告について ・ 小中連携教育推進委員会報告について
令和7年第7回定例会 令和7年7月24日	・ 第1回小中連携教育合同研修会について ・ フレンドルームのハートフルフレンドについて

令和7年第8回定例会 令和7年8月18日	議案第17号 令和8年度使用清瀬市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について 議案第18号 清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和6年度外部評価）について ・ 清瀬市教育相談室運営業務委託自己点検・評価報告書について ・ 清瀬市不登校支援ネットワーク・フォーラムについて ・ 清瀬市立図書館資料の予約及びリクエストに関する要綱の制定について
令和7年第9回定例会 令和7年9月26日	議案第19号 清瀬市立学校の学校給食費に関する規則の一部改正について ・ 命の週間の取組について ・ 令和7年度学力調査結果概要について ・ 清瀬市立南部児童館等複合施設等指定管理者の指定について
令和7年第10回定例会 令和7年10月24日	議案第20号 清瀬市教育委員会事務局組織規則の一部改正について 議案第21号 清瀬市立図書館組織規則の一部改正について 議案第22号 清瀬市立小・中学校令和8年度教育課程編成基準について 議案第23号 令和8年度入学式の日程について 議案第24号 清瀬市社会教育委員の選任について ・ 令和7年度重点事業個票中間報告について ・ 清瀬市立学童クラブ条例の一部を改正する条例について ・ 第4次清瀬市子供読書活動推進計画の策定について
令和7年第11回定例会 令和7年11月17日	議案第25号 令和8年度清瀬市立学校教育課程編成基準（案）について 議案第26号 清瀬市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について ・ 第3次清瀬市教育振興基本計画のパブリックコメントの実施について ・ 清瀬市学校給食オリジナル「ニンニンパン」の商標登録について ・ 小中合同研修会実施報告について ・ 令和6年度 いじめ・長期欠席等実態調査の結果について
令和7年第12回定例会 令和7年12月25日	議案第27号 清瀬市立図書館運営規則の一部改正について ・ 清瀬市教育振興基本計画（基本構想）のパブリックコメント実施について ・ 令和7年度清瀬市教育委員会表彰審査会について ・ 令和7年度「清瀬市教育フォーラム」について ・ 清瀬市立学童クラブの指定管理者の指定について ・ 清瀬市児童センター等施設の指定管理者の指定について ・ 清瀬けやきホール等施設の指定管理者の指定について
令和8年第1回定例会 令和8年1月29日	・ 小学校第一学年におけるプレクラスの試行実施について ・ 命の週間の取組について ・ 清瀬市スポーツ推進委員の退任について ・ 「Tokyo 区市町村 DXaward2025」について ・ 南部児童館等複合施設（まっぼっくる）開館について ・ 図書館の運営について

令和 8 年第 2 回定例会 令和 8 年 2 月 2 5 日	議案第 1 号 第 3 次清瀬市教育振興基本計画について 議案第 2 号 清瀬市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）について 議案第 3 号 清瀬市立図書館運営規則の一部を改正する規則について ・ 第 3 次清瀬市教育振興基本計画実行計画について ・ 清瀬市立中学校部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画について ・ 清瀬市立学校における集団宿泊的行事検討委員会 報告書について ・ 清瀬市いじめ防止のための行動計画（第 5 期実施計画）について ・ 清瀬市児童生徒国内派遣 報告会の開催について ・ 清瀬市立図書館資料の予約及びリクエストに関する要綱について
令和 8 年第 3 回定例会 令和 8 年 3 月 2 6 日	議案第 4 号 清瀬市教育委員会の所管に係る清瀬市公共施設予約情報管理システムに関する規則の一部を改正する規則について 議案第 5 号 清瀬市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について 議案第 6 号 清瀬市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について 議案第 7 号 清瀬市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則について 議案第 8 号 清瀬市教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則について 議案第 9 号 清瀬市立図書館組織規則の廃止について 議案第 1 0 号 清瀬市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について 議案第 1 1 号 清瀬市スポーツ推進委員の選任について 議案第 1 2 号 第 4 次清瀬市子供読書活動計画について ・ 令和 8 年度清瀬市立小・中学校教育課程の受理について ・ 令和 8 年度清瀬市立小・中学校管理職について ・ 令和 8 年度特色ある学校づくり事業予算査定結果について ・ 生涯学習基本方針の改定にかかる提言の延伸について ・ 清瀬市立学童クラブの指定管理者の指定について ・ 清瀬市スポーツ推進委員の退任について ・ 子どもの読書活動優秀実践図書館 文部科学大臣表彰について

3 教育委員会学校訪問

(1) A訪問(学校訪問)

趣 旨:学校訪問を通して、学校経営方針及び教育課程届に基づく教育課程の進行状況並びに各校の特色ある教育活動や校内研究、授業改善推進プラン等の取組状況を把握する。

内 容:授業参観(3・4校時)、給食試食、管理職との懇談(5校時)

訪問者:教育長、教育委員、教育委員会事務局職員

(2) B訪問(指導訪問)

趣 旨:研究授業及び研究協議に対する指導主事等による指導・助言を通して、教職員の学習指導力向上を目指す。

内 容:研究授業観察(5校時)、研究協議への参加及び指導・助言

※校内研究又は校内研修会における研究授業を兼ねることも可とする。

訪問者:教育長、教育委員(任意参加)、教育委員会事務局職員(指導主事を含む)

訪問日	学 校 名	訪問パターン
令和7年 5月14日	清瀬第二中学校	B
令和7年 5月22日	清瀬第十小学校	A
令和7年 6月18日	清瀬第八小学校	B
令和7年 6月19日	芝山小学校	A
令和7年 7月 8日	清瀬第三中学校	A
令和7年 7月16日	清瀬小学校	B
令和7年 9月10日	清瀬第六小学校	B
令和7年 9月24日	清瀬第七小学校	B
令和7年 9月30日	清瀬第四中学校	A
令和7年10月29日	清瀬第三小学校	B
令和7年11月11日	清瀬第四小学校	A
令和7年12月10日	清瀬中学校	B
令和7年12月17日	清明小学校	A
令和8年 1月27日	清瀬第五中学校	A

※A訪問とB訪問は隔年で実施します。

4 教育委員として就任している他の組織の委員等

各組織の運営等に関し、教育的な見地から助言を行うため、委員等に就任しています。

組 織 名	委 員 名	任 期	備 考
東京都市町村教育委員会連合 会役員	尾崎 啓子	自 令和 4年 7月 1日 至 令和 8年 5月26日	1期目は令和6年 5月26日まで
子ども子育て会議委員	鈴木 美紀	自 令和 5年 8月 1日 至 令和 10年 7月31日	1期目は令和7年 7月31日まで
清瀬市男女共同参画センター 運営委員会委員	中村 清人	自 令和 6年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日	
清瀬市長期総合計画策定審議 会	鈴木 美紀	自 令和 6年12月18日 至 令和 7年11月13日	

<資料>

清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の 状況の点検及び評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条の規定に基づき、清瀬市教育委員会(以下「委員会」という。)が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところとする。

- (1)点検 個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- (2)評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

(点検及び評価の対象)

第3条 点検及び評価の対象は、清瀬市教育総合計画マスタープランの基本方針に基づく主要施策とする。

(点検及び評価の実施)

第4条 委員会は点検及び評価は、前年度の清瀬市教育総合計画マスタープランの基本方針に基づく主要施策の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。

2 委員会は点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

3 委員会は施策及び事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。

4 委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、清瀬市議会へ提出するとともに公表するものとする。

(学識経験者等の知見の活用)

第5条 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、点検・評価に関する有識者を置く。

(委任)

第6条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 10 月 16 日教委訓令第4号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成 28 年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号)附則第2条第1項に規定する旧教育長が在職する場合においては、改正後の清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱の規定は適用せず、この規則による改正前の清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱の規定は、なおその効力を有する。



令和 8 年度 清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価（令和 7 年度分） 報告書

令和 8 年 8 月発行

発 行 清 瀬 市 教 育 委 員 会

〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目 8 4 2 番地

電 話 042-492-5111 ・ FAX 042-495-3940
